○標準貨物自動車運送約款（平成二年運輸省告示第五百七十五号）

最終改正　令和七年　国土交通省告示第百九十三号

目次

第一章　総則（第一条・第二条）
第二章　運送業務等
第一節　通則（第三条・第五条）
第二節　運送の申込み及び引受け（第六条・第十七条）
第三節　保管（第十八条）
第四節　貨物の受取及び引渡し（第十九条・第二十条）
第五節　荷造（第二十一条・第二十二条）
第六節　事故（第二十三条・第二十四条）
第七節　料金（第二十五条・第二十六条）
第八節　賠償（第二十七条・第二十八条）
第九節　責任（第二十九条・第三十条）
第十節　運賃（第三十一条・第三十二条）
第十一節　運賃請求（第三十三条・第三十四条）
第十二節　損害賠償（第三十五条・第三十六条）
第十三節　消滅時効（第三十七条・第三十八条）
第十四節　代理人（第三十九条・第四十条）
第十五節　買入（第四十一条・第四十二条）
第十六節　積込み又は取卸し等（第四十三条・第四十四条）
第三章　保証人及び荷受人（第四十五条・第四十六条）

第一章　総則

（事業の種類）

第一条　当店は、一般貨物自動車運送事業を行います。

2　当店は、特別貨物自動車運送事業を行います。

3　当店は、特別貨物以外の貨物運送を行います。

4　当店は、貨物自動車利用運送を行います。

（適用範囲）

第二条　当店の営業する一般貨物自動車運送事業に関する運送契約は、この運送約款の定めるところにより、この運送約款に定めない事項については、法令又は一般の慣行によります。

2　当店は、前項の規定にかかわらず、法令に反しない範囲で、特別の申込みに応じることがあります。

第二章　運送業務等

第一節　通則

（受付時間）

第三条　当店は、受付日時を定め、店頭に掲示し、又は当店のウェブサイトに掲載します。

2　前項の受付日時を変更する場合には、あらかじめ店頭に掲示し、又は当店のウェブサイトに掲載します。

（運送の順序）

第四条　運送は、運送の申込みを受付した順序により、貨物の運送の引渡しがあったときは、これをもって延着とします。

（運送の申込み）

第五条　当店の貨物の引渡期間は、次の日数を合算した期間とします。

一　乗務距離　貨物を受け取った日を含む二日

二　車庫距離　貨物の目的地を含む二日

2　前項の規定にかかわらず、貨物の引渡しがあったときは、これをもって延着とします。

（運送の申込み及び引受け）

第六条　当店は、次の事項を記載した運送申込書（以下「申込書」という。）は、次の事項を記載した運送申込書（以下「申込書」という。）は、次の事項を記載した運送申込書（以下「申込書」という。）